
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **第 512 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 512 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 原価差異の繰延処理の取扱いについて

2. 「(仮称) 中間会計基準等」の対象となる半期報告書については、現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容が想定されていることから、現行の四半期会計基準と同様に、一定の条件を満たした場合に「(仮称) 中間会計基準等」においても、原価差異の繰延処理を認めても良いと考える。

III. みなし取得日の取扱いについて

3. 四半期決算短信における開示との整合性や、原則的な取扱いが支配獲得日であり、みなし取得日が容認規定であることを考慮すると、みなし取得日の範囲は年度末や中間決算期末に限定されるものではなく、四半期決算日も含めるとする事務局の提案に賛同する。また、原則的な取扱いが支配獲得日であり、みなし取得日が容認規定であることを考慮すると、四半期決算日より近い特定の期日の決算日をみなし取得日に含めても良いと考える。
4. 「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」という用語については、決算が行われた日という概念が明確ではないため、支配獲得日に近い月末等、どこまで決算日として許容するか、明確となるよう見直した方が良いと考える。
5. 改正法案により金融商品取引法上は四半期という概念が廃止されるため、会計基準等において「四半期」という用語を用いることが難しいことは理解できるが、「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」という用語は、四半期決算日以外の決算日も含んでいるようにも読めるため、従来の第 2 四半期の会計処理及び開示の取扱いを踏襲するという開発方針を考慮すると、四半期決算日に限定した方が良いと考える。結論の背景において、「従来の四半期会計基準等の取扱いからの変更を意図するものではない」等の記載をすることで、実質的に四半期決算日に限定していると解釈できるように工夫した方が良いと考える。

IV. 四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理等について

6. 「(仮称)中間会計基準等」における簡便的な会計処理等について、事務局の提案に賛成する。
7. 金融商法商品取引法の改正により四半期という概念がなくなるため、四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理のうち、直前の四半期会計期間の基準等を利用した取扱いについて変更が避けられないことは理解できるが、実務での負担を増やさないように、できるだけ現行の実務を維持できるように工夫すべきである。
8. 改正法案の施行までの期間が短いことを考慮すると、現行の実務からの変更が生じる取扱いについては、経過措置により現行実務の継続を認める等の配慮が必要と考える。
9. 有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げの会計処理については、現行の四半期財務諸表の取扱いと異なる結果となることが想定され、実務で混乱が生じる可能性もあることから、早期に公開草案を公表することが望ましいと考える。
10. 事務局が提案している有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、現行の四半期財務諸表の取扱いとして四半期切放し法を採用している場合の影響について、本来であれば公開草案の公表前に変更の影響等もリサーチを行った上で、検討すべきと考えるが、今回は改正法案の施行日まで6カ月程度しかないという時間的な制約があるため、公開草案で変更の影響について意見募集を行うという事務局の提案に賛成する。ただし、改正法案の施行日までの基準開発というニーズを踏まえると、経過措置については、具体的な期間及び方法も含めて公開草案に記載し、意見募集を行った方が良いと考える。
11. 短期的な対応としては経過措置を定めて実務を変えないとしつつも、中長期的な方向性として、海外と同様に四半期の積上げで半期報告や年度報告ができる形を目指すのであれば、その旨を「公表にあたって」や結論の背景等に記載して利用者等の予見可能性を高めるべきである。

V. その他

12. 東京証券取引所の四半期決算短信については、当委員会が開発する「(仮称)中間会計基準等」を参考に第1四半期決算及び第3四半期決算の決算について検討

することが考えられるが、検討の方向性によっては実務の負担が増えてしまう可能性があるため、東京証券取引所との議論も並行して実施いただきたい。

以 上